

香芝市国民健康保険条例及び香芝市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

香芝市長 福岡憲宏

香芝市規則第14号

香芝市国民健康保険条例及び香芝市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

香芝市国民健康保険条例及び香芝市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則（令和5年規則第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和5年3月31日」を「令和5年5月7日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。